

R5 健保支第 1871 号
令和 5 年 11 月 20 日

各高齢者福祉施設 施設長 様
各介護サービス事業所 管理者 様

仙台市健康福祉局保険高齢部
介護事業支援課長

令和 5 年度末で経過措置期間を終了する
令和 3 年度介護報酬改定における改定事項について（通知）

平素より本市の高齢者福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年度介護報酬改定における改定事項の一部については、令和 5 年度末（令和 6 年 3 月 31 日）までに経過措置期間が終了する予定となっており、義務化となるまで残り 4 ヶ月余りとなったところですが、これらの項目については、令和 6 年度以降、必要な体制が整備できていない場合は、**運営基準違反等に該当します**。そのため、今年度中の体制整備の徹底が求められるところとなります。

下記のとおり経過措置期間が終了する項目に関する資料を本市ホームページに掲載いたしましたので、施設又は事業所内におかれましては、資料をダウンロードいただき、内容をご確認の上、体制の整備にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、経過措置期間が終了する項目に関する「自己点検シート」も掲載しておりますので、併せてご活用ください。

仙台市ホームページ「令和 3 年度介護報酬改定について」

<https://www.city.sendai.jp/shidodaichi/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/kenshukai/r3kaitei.html>

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス（事業者向け） > 令和 3 年度介護報酬改定について

【担当】

○入所系施設

施設指導係：022-214-8318

○訪問・通所系事業所等

居宅サービス指導係：022-214-8192

○居宅介護支援事業所等

ケアマネジメント指導係：022-214-8626